

ぐんまの水環境

第 19 号

令和3年8月 発行

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団

電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1

FAX 027-280-3331



家庭から出る排水を各家庭ごとに処理して身近な水路へ放流する浄化槽。

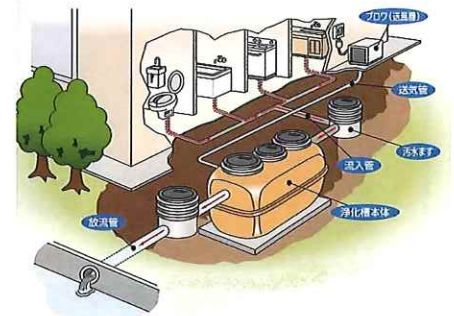
浄化槽が適性に機能しないと、地域の水路や川が汚れてきます。

県内の浄化槽に関係する団体では、互いに連携して、適性に施工・維持管理されている浄化槽を優良浄化槽として認定する取組みを進めています。

優良浄化槽として認定されるためには、4つの要件を満たす必要があります。



- ① 合併処理浄化槽であること
- ② 正しく施工されていること
- ③ 適性に維持管理されていること
- ④ 水質が良好に保たれていること



優良認定浄化槽に交付されるシール

今回は、認定要件のひとつ **②正しく施工されていること** に着目してみましょう。



浄化槽の多くは、工場で製造した製品を運んで来て、住宅等の敷地内に据え付けます。その時に**正しく施工**されないと、その後十分な機能が発揮できません。

また、浄化槽を設置する場所等が不適切だと、十分な維持管理ができなくなるおそれがあります。

施工不良の例

配管の勾配が逆になると、汚水が停滞して、詰まりの原因になったり、放流先から水路の水が逆流したりすることになります。

槽を傾けて設置すると、槽の中を正しく水が流れず、正常に機能しません。



浄化槽は躯体全体を地中に埋設し、上部にコンクリートを打設します。躯体が露出していると、槽や配管の劣化を早めたり、保守点検や清掃が十分に行えないことがあります。



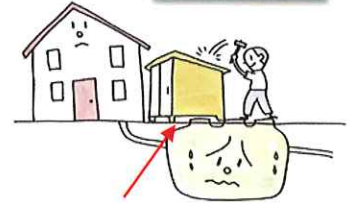
汚水の停滞(流入配管)



逆流により満水の槽内



浄化槽を地中深くに設置する場合、マンホールの嵩上げが高すぎると、保守点検や清掃が十分に行うことができません。



浄化槽の上に動かせないものを設置してしまうと、必要な維持管理ができません。

浄化槽へ繋ぎこむ配管は、汚水が正常に管内を流れるよう緩やかな勾配をつけて布設されます。(正しい施工)

このように浄化槽を正常に機能させるためには、**浄化槽本体と付帯する設備(送風機、流入配管、放流配管等)**が**正しく施工**され、**設置後も、装置全般が正常な状態に保たれている**必要があります。

そこで、優良浄化槽の認定に際しては**正しく施工されていること**を要件にしています。

最初は正しく施工された浄化槽でも、長年使っていると、内部設備の劣化や破損、送風機の故障、マンホールや点検弁の破損等が生じる場合があります。その都度適切な修理等が必要となってきます。特に送風機については、定期交換部品がありますので、機械が停止する前に、早目の交換が必要です。



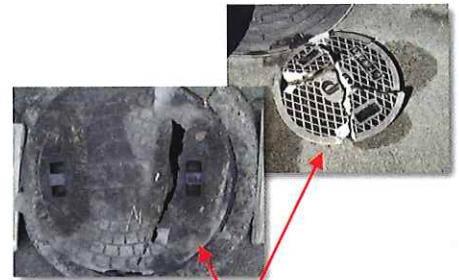
送風機



劣化した送風機の部品(ダイヤフラム)
定期的な交換が必要です。



空気調整バルブの破損



破損したマンホール蓋
(落下等の危険がありますので速やかな交換が必要です。)



槽上部コンクリート(スラブ)の破損



槽本体の浮き上がり



流入側の点検弁の破損(汚水の漏水)



放流側の弁の劣化(処理水の漏水)

浄化槽の初期の施工不良や、使用後の劣化・破損等については、法定検査や定期的な保守点検・清掃等の際に、その状況が確認されます。異常があったときは、速やかに改善しましょう。

保守点検・清掃・法定検査を一括して浄化槽保守点検業者に委託しておけば、浄化槽は長く安心してご使用いただけます。

浄化槽豆知識



送風機
(ブローポンプ)

浄化槽の近くに写真のようなものがありますか？これは送風機(ブローポンプ)といって浄化槽の中に空気を送る機械です。

浄化槽の中では「微生物」が汚水中の汚れを分解しています。

送風機は、この「微生物」が働くために必要な空気を送る大切な設備です。また、浄化槽によっては、送風機からの空気を槽内の汚水の循環等に使用している機種もあります。

節電などのためにコンセントを抜かないでください。また、浄化槽の人槽や型式に適合した送風機を必ず使用してください。

なお、送風機が止まっていたり、異常な音などに気がついた時は、契約している保守点検業者に連絡してください。

(注) 単独処理浄化槽には送風機のないタイプもあります。

・・・浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

- 浄化槽全般に関すること
 - ・群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 (電話 027-226-2853)
 - または、お住まいの地区を管轄する県の環境事務所など
 - ・前橋市役所 西部清掃事務所 (電話 027-253-1009) (補助金については水道局下水道整備課 898-3074)
 - ・高崎市役所 一般廃棄物対策課 (電話 027-321-1253) (補助金についても同じ)
- 合併処理浄化槽へ設置替えする際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること 一般社団法人 群馬県浄化槽協会 (電話 027-251-0325)
- 一般社団法人 群馬県環境保全協会 (電話 027-212-2333)
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 (電話 027-280-5222)

(発行協力団体) (一社)群馬県浄化槽協会 (一社)群馬県環境保全協会 (一社)群馬県計量協会環境分科会